

中泊町農業委員会会議録

令和元年11月8日

中泊町農業委員会

令和元年度 中泊町農業委員会 11月定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月8日(金) 13時30分～

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員 (人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 (人)

委 員	3番	工藤 輝雄		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第14号 農地法第18条第6項による通知書について

第4 【議案】

議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第23号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚 次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は15名中14名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、2番大川委員と4番葛西委員の2名を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と打越係長を指名いたします。</p>
	<p>◎報告第14号</p>
議長	<p>それでは、日程第3の報告第14号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>令和元年11月8日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告18号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議長	<p>無いようですので次に議案の審議に入ります。</p>
	<p>◎議案第21号</p>
議長	<p>議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>

事務局

7ページをお開き下さい。議案第21「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第3条第1項の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求め。令和元年11月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第21号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

神委員

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号29番から31番の3件ございました。内訳は、売買が3件となっております。

8ページをご覧ください。受付番号29番は、深郷田字早田地内の1筆の田2,645平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号30番は、尾別字胡桃谷地内の1筆の田4,531平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号31番は、田茂木字若宮地内の2筆の田5,365平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号38番は、尾別字小谷地内の1筆の田1,940平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号29番から31番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第21号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第22号

議長

それでは次に議案第22号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

10ページをお開き下さい。議案第22号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第5条第1項の規定により、下記（別紙）のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。令和元年11月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

神委員

それでは報告いたします。
去る11月4日、私と木村委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の案件は1件ございます。

申請地は、豊岡字片岡地区の畑であります。面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

それではご説明いたします。
12ページをお開きください。
受付番号4番は、豊岡字片岡地内の畑で、面積は308㎡です。
申請地周辺の状況としましては、東西に営農地に囲まれているが水路や川により分断され、集落が隣接する小規模で生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。
転用目的としては、申請者がシャッター取付け及び修理業を自営しており、営業に係る車両と資材の置き場を捜していたところ、自宅に隣接する当該地の譲受の同意を得ることができたので申請があったものです。
資金計画については、自己資金で金融機関の残高を確認しておりますので問題ないと判断しました。
以上のことから、許可基準に定める農地の区分としましては、運用通知第2の1の（1）の（イ）で「小規模で生産性の低い農地」に該当する「その他の2種農地」と判断しました。よって、転用行為による周辺農地への影響はないものと思われ、面積その他の基準からみても問題なく許可相当であると考えられるものであります。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご意見等ございませんか。

（質疑、意見なし）

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第22号は異議ない旨決定いたしました。

議長

議案第23号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

16ページをお開き下さい。議案第23号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求めます。令和元年11月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和元年10月30日付け中農政第162号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

今月の利用権設定は新規が3件、再設定が4件で面積は再設定、新規合わせて57,662平方メートルです。

19ページをお開きください。受付番号59番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号60番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

20ページをお開きください。受付番号61番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号62番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の6筆の「田」10,644平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10aあたり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

21ページをご覧ください受付番号63番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号64番は新規の設定で、設定する農地は尾別地内ほか13筆の「田」11,050平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

19ページをお開きください。受付番号65番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」5,250平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月8日

農業委員会
会 長

署名委員

署名委員
